

**(公営・民営に係らず)
墓地や埋蔵骨の移転の手続き**

申請が必要な場合	必要な手続き	持ち物と必要書類
市内の墓地(納骨堂)から他へ移転する場合	改葬許可申請 * 申請者は、移転先の墓地(納骨堂)の使用名義人となります。	・改葬許可申請書 * 先に記入方法をご説明のうえ、申請書をお手渡しします。 現在の墓地(納骨堂)の管理者と使用名義人から証明を いただいて、ご提出ください。
墓地(納骨堂)から自宅へ遺骨を引取る場合	埋蔵(収蔵)先の墓地管理者から、引取る遺骨の証明をいただいでください。 (書式等についてはお問い合わせください。)	

市営墓地の手続き

(清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階 地域総務課でのお手続きとなります。)

申請が必要な場合	必要な手続き	持ち物と必要書類
利用者が亡くなった場合	墓地利用権承継申請	<ul style="list-style-type: none"> ・承継しようとする方の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・☆承継しようとする方の戸籍全部事項証明(謄本) ・前利用者の方に渡してある利用許可証 ・前利用者の方の死亡が確認できる戸籍全部事項証明(謄本)等 ・承継しようとする方と前利用者との続柄が分かる戸籍全部事項証明(謄本) (上記☆で分からない場合のみ) <p>* 他に必要な書類がある場合があるため事前にお問合せください。</p>
利用許可証を紛失した場合	再交付申請	・本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)
利用者の住所や氏名が変わった場合	本籍・住所・氏名変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可証 ・変更を証明する書類(本人確認書類や戸籍全部事項証明(謄本)等)
利用している墓地を返還する場合	返還届 改葬許可申請 又は 遺骨引渡証明請求	・利用許可証
墓地に遺骨を埋蔵する場合	埋蔵・改葬届	<ul style="list-style-type: none"> ・利用許可証 ・火葬埋葬許可証 又は 改葬許可証

(愛宕・沓谷霊園の場合は 愛宕霊園管理事務所へ、
沼上霊園の場合は 沼上霊園管理事務所へ、
清水大平山霊園の場合は 清水区地域総務課へお届けをお願いします。)

市営納骨堂の手続き

(市役所静岡庁舎15階 戸籍管理課 霊園・斎場係 のみのお手続きとなります。)

申請が必要な場合	必要な手続き	持ち物と必要書類
納骨堂利用の場合(期限付き収蔵)	納骨堂申請(期限付き収蔵)	・申請者の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・火葬埋葬許可証 又は 改葬許可証 又は 遺骨引渡証明書 * 他に必要な書類がある場合があるため事前にお問合せください。
納骨堂利用の場合(永年収蔵)	納骨堂申請(永年収蔵)	・申請者の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・実印 ・印鑑登録証明書 ・火葬埋葬許可証 又は 改葬許可証 又は 遺骨引渡証明書 ・その他、申請者に応じて同意書等 * 他に必要な書類がある場合があるため事前にお問合せください。
利用者が亡くなった場合	納骨堂利用権承継申請	・承継しようとする方の世帯全員の住民票(本籍・続柄記載) ・☆承継しようとする方の戸籍全部事項証明(謄本) ・前利用者の方に渡してある利用許可証 ・前利用者の方の死亡が確認できる戸籍全部事項証明(謄本)等 ・承継しようとする方と前利用者との続柄が分かる戸籍全部事項証明(謄本) (上記☆で分からない場合のみ) * 他に必要な書類がある場合があるため事前にお問合せください。
納骨堂から他の墓地等に遺骨を移す場合	引取届 及び 改葬許可申請 又は 遺骨引渡証明請求	・利用許可証
利用者の住所や氏名に変更があった場合	住所・氏名変更届	・利用許可証 ・変更を証明する書類(身分証の写しや住民票等)
利用許可証を紛失した場合	再交付申請	・本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)
納骨堂の申請をしたが、取りやめる場合	収蔵辞退届	・利用許可証